

令和6年度 第 11 回葛飾区農業委員会総会議事録

(令和7年2月 18 日)

1 日 時 令和7年2月18日(火) 午前10時30分

2 場 所 テクノプラザかつしか 第2会議室

3 出欠席

出席者【委 員】 委員 木下 憲明
委員 若林 武人
委員 佐野 慶一
委員 三田 浩祥
委員 清水 克幸
委員 持田 昌弘
委員 清水 慶治郎
委員 齊藤 國松
委員 細谷 浩
委員 高木 信明
委員 岩田 よしかず
委員 安井 伸弘

【事務局】 産業観光部長 吉田 峰子
産業経済課長 橋本 幸夫
経済企画係長 豊田 進
経済企画係員 山口 貴史
経済企画係員 鷹左右 上総

4 議 事 (1) 開会
(2) 議案
(3) 報告事項等
(4) その他
(5) 閉会

5 会議の結果

【議長】

ただ今から令和6年度第11回葛飾区農業委員会総会を開会致します。

それでは、庶務報告を事務局からお願い致します。

【事務局】

本日の出席委員は12名です。農業委員会法第27条3項の規定により、出席者が総委員数の過半数を超えていますので本会は成立致します。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、(2)議案第14号(引き続き農業経営を行っている旨の証明書)について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、議案第14号(引き続き農業経営を行っている旨の証明書)についてご説明いたします。

(別紙にて説明)

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

【佐野委員】

(別紙資料にて、現地を確認した結果を伝える。)

【議長】

本件について、ご承認よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、この議案を承認します。

引き続きまして(3)報告事項等について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

はじめに、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告致します。

(別紙にて説明)

続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告致します。

(別紙にて説明)

続きまして、農地の転用事実に関する照会について、番号、土地の所在、地番、地目、地積、土地所有者住所・氏名、現況、調査年月日、照会元の順にご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

【議長】

ただ今の件について、何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

それでは引き続き、(4) その他について事務局よりお願い致します。

【事務局】

それでは、資料1をご覧ください。「令和7年度葛飾区農業委員会総会開催予定日」についてご説明致します。(別紙にて説明)

【議長】

ただ今の件について、何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

それでは引き続き、(4) その他について事務局よりお願い致します。

【事務局】

それでは、資料2をご覧ください。「葛飾区農業委員会だより(15号)(案)」についてご説明致します。(別紙にて説明)

【議長】

ただ今の件について、何かご質問等ございますか。

【持田委員】

農機具や運搬器具の購入は、2年に1回しか使用できない等の条件があるのではない
か。

【事務局】

ご認識のとおりです。農業委員会だよりには、補助対象事業によっては条件がある旨を
記載いたします。

【安井委員】

農地貸借を推進するにあたり、農地バンク設立の進捗状況はいかがか。

【事務局】

農地バンクの体制を整えたリーフレットを作成しましたので、配布いたします。

【清水(克)委員】

農地バンクは、農協とも連携してやっているか。

【事務局】

連携して実施しております。

【議長】

ただ今の件について、そのほかにご質問等ございますか。

(質疑なし)

それでは引き続き、(4) その他について事務局よりお願い致します。

【事務局】

それでは、資料3をご覧ください。「認定農業者認定書交付式の開催」についてご説明
致します。(別紙にて説明)

【議長】

ただ今の件について、何かご質問等ございますか。

【安井委員】

認定農業者の要件として 300 万円の所得として理解しているが、農地の多面的な機能が重要視されているため、所得要件以外にも農地を維持できるよう認定農業者の判断基準が変わっていくべきではないか。

【議長】

独自で認証している自治体もあるため、判断基準は様々ではある。葛飾区では、現在は目標所得に向けて頑張る方を認定している状況である。

【齊藤委員】

安井委員のご意見のとおり、年間 300 万円の基準は厳しい。農林水産省の調査では、年間の売上が 50 万以上を対象としていた。そのあたりも踏まえると、300 万の所得は難しいと思う。

【議長】

厳密に 300 万の収入がないと認定しないわけではなく、300 万を達成するための計画を作成していただくことで認定としている。

ただ今の件について、そのほかにご質問等ございますか。

(質疑なし)

それでは引き続き、(4) その他について事務局よりお願い致します。

【事務局】

それでは、資料 4 をご覧ください。「農地パトロール改善期日後の指導報告」についてご説明致します。(別紙にて説明)

【議長】

ただ今の件について、何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

それでは、最後に参考資料についてご説明お願いいたします。

【事務局】

それでは、「葛飾区の農業データ」をご覧ください。(別紙にて説明)

【議長】

ただ今の件について、ご質問等ございますか。

(質疑なし)

それでは、続いて、参考資料についてご説明お願いいたします。

【事務局】

それでは、参考資料をご覧ください。「東京都農業会議情報第 404 号」「第 66 回東京都農業委員会・農業者大会の開催について」について、皆様へ情報提供いたします。

【議長】

ありがとうございます。その他、何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

意見もないようですので、これにて令和6年度第11回葛飾区農業委員会総会を閉会致します。